

日本再興戦略 2016

(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定・農林水産省関係抜粋)

第一 総論

Ⅱ 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-2 : ローカルアベノミクスの深化

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードである。農地集積・集約化を通じた生産規模の拡大を進め、売上げを増しながら、生産コストや中間マージンの削減を徹底的に行い、国内外の新たなマーケットに挑戦していく。「産業」としての、こうした流れを加速していく。

8 億人の巨大市場をつくりだす TPP は、農林水産業にとって、大きなチャンスである。世界からも評価されている美味しく、安全な日本の食を、徹底的に世界にアピールし、成長する世界需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていく。

世代間のバランスのとれた持続可能な農業構造としていくことが重要であり、農業を若者、女性にとって魅力ある「職場」とするため、知恵を絞らなければならない。勘と経験は、財産である。しかし、それが一人の農業者の中に閉じ込められては、まさに宝の持ち腐れであり、いずれ失われてしまう。若者・女性を含めて次世代に幅広く勘と経験を伝承する。そのためにも、ノウハウの見える化を行い、スマートフォンやタブレット端末に日常生活から親しんでいる若者や女性が効率的に技術を修得できるよう、農業の IT 化や自動化を可能な限り進めていくことが重要である。

本年 3 月 4 日の未来投資に向けた官民対話では、農業界と経済界が協力して、頑張る農業者を地域の現場レベルから全国的な取組までを通じて幅広く応援するとの決意が表明され、協力体制の構築が確認された。経営力を始めとする人材力の強化、徹底したコスト削減、輸出力の強化、IT 化・自動化など、農業者だけでは一朝一夕には解決できない課題も多い。政府・農業界・経済界でしっかりタッグを組んで、具体的な取組を実行していく。

＜鍵となる施策＞

- ① 農地中間管理機構の機能強化
- ② 生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現
- ③ 人材力の強化
- ④ 輸出力の強化
- ⑤ スマート農業の推進（遠隔監視による無人自動走行の実現：2020年まで）
- ⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

IV 日本再興戦略 2016 の主要施策例

日本再興戦略 2016 においては、次章のとおり、昨年「『日本再興戦略』改訂 2015」の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、今後実行していく方針を打ち出している。

このうち、日本再興戦略 2016 の基本的な考え方に基づき、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

① 農地中間管理機構の機能強化

- ・都道府県による機構活用のインセンティブを高めるため、機構の実績を上げた都道府県に各般の施策に配慮する仕組みを導入する。

【実績集計後の予算配分から導入】

② 生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現

- ・農業者の所得向上のため、農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策や、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策等について、本年秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

【本年秋を目途に結論】

③ 人材力の強化

- ・人材力を構成する経営力、技術力、労働力の強化のため、次世代を担う人材の確保、営農しながらノウハウを学びやすい環境の整備等に向けた具体的な方策を取りまとめる。

④ 輸出力の強化

- ・我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を我が国農林水産物・食品の販路に取り込むため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

⑤スマート農業の推進

- ・2018年までに有人監視下でのほ場内無人自動走行システムが市販されることとなるよう、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。また、2020年までにはほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現するため、共同研究の推進と関連制度の整備を進める。

【本年度中に安全性確保ガイドラインを策定】

【遠隔監視による無人自動走行を2020年までに実現】

⑥農業界と産業界の連携体制の構築

- ・農業界と産業界の連携を強化し、先端技術を有する企業とのモデル的技術開発、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、経営発展に生かすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備する。

(参考)「600兆円に向けた『官民戦略プロジェクト10』」がもたらし得る潜在効果

第4次産業革命	付加価値創出：30兆円[2020年]
世界最先端の健康立国へ	市場規模 26兆円[2020年] (←16兆円[2011年])
環境エネルギー制約の克服と投資拡大	エネルギー関連投資 28兆円[2030年度] (←18兆円[2014年度])
スポーツ産業の成長産業化	市場規模 15兆円[2025年] (←5.5兆円[2015年])
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	市場規模 20兆円[2025年] (←11兆円[2013年])
サービス産業の生産性向上 中堅・中小企業・小規模事業者の革新	サービス業付加価値 410兆円[2020年] (←343兆円[2014年])
攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	6次産業市場 10兆円 (2020年度) (←5.1兆円[2014年度])
観光立国	外国人旅行消費額 8兆円[2020年]、15兆円[2030年] (←3.5兆円[2015年]) 訪日外国人と日本人の旅行消費額合計 29兆円[2020年]、37兆円[2030年] (←約25兆円[2015年])

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」（2013 年度末：48.7%）

⇒2015 年度末：52.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」（2011 年産の全国平均のコメの生産コスト：16,001 円/60kg）

⇒2014 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・ 個別経営* 11,558 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 28%減）
- ・ 組織法人経営** 11,885 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 26%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

** 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 27ha）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」（2010 年：1 万 2,511 法人）

⇒2014 年：1 万 5,300 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円とする」

⇒2014 年度：5.1 兆円*

* 食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする」（2014 年：236 件）

⇒昨年（4 月末）：284 件

《KPI》「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しで達成する」（2012 年：4,497 億円）

⇒昨年：7,451 億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得の向上を図るため、これまで「日本再興戦略」に基づき、米政策改革、農協改革等を推進し、農地中間管理機構の創設等を通じ農地の集積・集約を進めてきた。この結果、100haを超えるようなこれまでにない規模の経営も生まれつつあり、このような動きを一層加速する必要がある。また、8億人の巨大市場をつくり出すTPPは、農林水産業にとって大きなチャンスであり、「攻めの農林水産業」への転換が一層求められる。

このためには、「日本再興戦略」で示された改革事項や「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に基づく施策を着実に実施するとともに、産業界との連携や、ITシステム・ビッグデータの利活用等、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、売上げの拡大や生産コスト・中間マージンの削減等による生産性の徹底した向上を進める必要がある。

このため、以下のとおり、i) 経営体の育成等による生産現場の強化、ii) 6次産業化の推進等によるバリューチェーンの連結、iii) 世界の食市場を取り込むための輸出力の強化、iv) 林業の成長産業化、v) 水産業の成長産業化に取り組む。

i) 生産現場の強化

①農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績（借入・転貸）は、初年度（2014年度）の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

- ・機構の実績向上のためには、都道府県知事の強力な指導力が不可欠であり、都道府県による機構活用のインセンティブが高まるよう、実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みを導入する。具体的には、当該仕組みの対象となる予算項目と機構事業の実績に応じた配分方針について速やかに公表するとともに、当該方針に基づいて、昨年度の機構事業の実績公表後に配分される対象予算について機構事業の実績を考慮し、配分することとする。それ以降の施策配慮の仕組みについては、配分による効果等を検証しながら、対象とする予算や配分の仕方について必要に応じ見直しを行う。
- ・農地流動化に向けた地域の農業者等の話し合いを促進するため、農地情報を効率的に公開しつつ、機構等に対し、農業法人経営者や企業経営者の更なる登用など役員体制の整備、農地の大区画化に実績を挙げて

いる土地改良区や農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化を含めた現地でのコーディネート活動の充実、遊休農地の課税強化の措置の周知と農地の集積・集約化のための機構に貸し付けた農地の課税軽減の措置の活用等を要請するとともに、その実施状況を把握・公表する。

- ・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。
- ・農地の大区画化等を進める農地整備について、機構により農地の集積・集約が進められている区域での実施を一層強化する。これらにより土地改良事業を一層推進する。また、日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、生産条件が不利な中山間地域については、その特性に応じた産地の収益力向上を図る。

② 米政策改革の着実な実施

- ・水田農業の競争活性化のためには、個々の経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境が必要であり、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施する。また、このような工程を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・米については、主食用米及び飼料用米を対象に生産性向上のKPIを設定しており、PDCAサイクルを通じ確実に達成する。飼料用米については、PDCAサイクルを回す前提として本年秋までに生産コストの内訳を調査・公表するとともに、先進的な取組等を基に作成した生産コスト低減マニュアルを現場に周知・徹底する。

③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保

ア) 経営力のある農業者の育成

- ・意欲ある農業者が、オンラインでの講座も活用しつつ、営農活動と並行して販売、財務、組織管理等の経営に必要な事項を学ぶことができるよう、地方自治体、大学、民間機関等による学習の場を立上げ、充実・強化する。

イ) 経営体の強化

- ・個人経営の法人化を一層推進するとともに、法人の経営改善を支援する。このため、農業分野における税理士、中小企業診断士などの経営専門家のより一層の活躍に向け、農業分野との接点を広げるための交流会や経営専門家間でノウハウ等の共有を進めるための研修会等を都道府県単位で実施する。
- ・個々の農業経営体が自前で研究・開発部門を持つことは技術的、財政的に困難が多いことから、大学・試験研究機関などの研究成果を農業者等が利用しやすい形で公表するとともに、明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって、先端技術の開発・現場実証を行う仕組みを設ける。

ウ) 次世代人材の確保

- ・若者の就農・定着を促進するため、従来の施策の見直しとともに、次世代を担う人材への投資についての施策を検討する。
- ・農家所得の向上につながる新たな技術やサービスを提供する農業関連ベンチャーの活躍や参入を促進するため、表彰制度の創設等を進める。

エ) セーフティネットの整備

- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度について、事業化調査を進めるとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- ・大規模経営の創出に伴う離農者の就労の場の確保にも資するため、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の見直し等を行い農村地域の雇用を創造する。

④ 成長に必要な資金の供給

- ・経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を、個人保証に過度に依存しない形で実施することを可能にするため、株式会社日本政策金融公庫等が本年2月以降本格的に取り組んでいる事業性評価融資について、来年4月以降、実施状況の点検・評価を行い、必要な改善を行う。
- ・民間金融機関による農業融資が活性化するよう、民間金融機関を対象とした研修会の開催等により農業に関連する知識の習得や農業関係者との交流を促進するとともに、株式会社日本政策金融公庫と民間金

融機関との連携を強化し、農業融資のノウハウの提供等を進める。また、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。

- ・意欲ある農業法人による大規模な経営発展を目指す取組に対応するため、農業法人投資育成事業による農業法人への投資について、1投資主体における1投資先についての投資金額の比率の上限を引き上げる。

⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用

ア) 産業界との連携

- ・農業界と産業界の連携を強化し、農外の知見の活用による生産性の向上を促進するため、先端技術を有する企業との共同による最先端のモデル的技術の開発や、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、更なる経営発展に生かすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備するとともに、従業員のキャリアアップの促進を図るため、農業分野の実態に即した実践的な人材育成プログラムの検討等を進める。

イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し

農業生産資材（農業機械、肥料、飼料、農薬等）について、農業者の所得向上につながる価格形成の仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
- ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組
- ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- ・生産資材の安価な調達を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現

- ・優れた国際競争力を持つ革新的な温室生産システムを生み出したオランダのフードバレーの事例等を参考に、我が国においても、オープンイノベーションによる革新的な研究開発を進める。このため、本年4月に設立された「産学官連携協議会」等を活用し、日本食・食産業のグローバル展開、健康増進産業の創出、新たな生物系素材産業の創出等の6つのテーマで研究を進め、事業化・商品化が有望な研究成果を生み出す。

エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善

- ・労働力不足による成長制約を打開するため、経験の浅いオペレーターでも熟練農業者並みのトラクター操作が可能となるGPS自動運転補助装置の普及を図る。このため、準天頂衛星の4機体制が整備される2018年までに海外製品よりも大幅に安い製品の市場投入を目指し、メーカー、大学等の共同研究による技術開発を推進する。
- ・夜間走行、複数走行、自動走行等により、現行の技術体系の下での土地利用型農業の規模限界を打破する高精度GPS等の地理空間情報（G空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムを実用化する。このため、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。
- ・農業分野で普及しつつあるITシステムの高度化や、ビッグデータの利活用を推進するため、農業ITシステムで利用される各種の名称、規格等の標準化やその実装を進める。このため、「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」（平成28年3月31日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ）に基づき、本年度においては、昨年度策定した農作業の名称や環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン（本格運用版）、標準利用規約ガイド等を全国に展開・普及する取組等を推進するとともに、農作物の名称や農業情報のデータ交換インターフェースに関する個別ガイドライン（本格運用版）の策定等を行う。
- ・AI（人工知能）やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、「人工知能未来農業創造プロジェクト（仮称）」に取り組み、手作業の軽労化・効率化を実現するロボットの開発や、シェアリングによる流通効率化等の社会実験を進める。

- ・先人の知恵と科学的知見を取り入れた土づくり技術の普及を通じて持続可能な農業を推進し、有機農産物等に対する消費者ニーズに対応するため、生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるよう、外部の「土づくり専門家」と地域の普及組織等が連携して行う土づくりの取組を推進する。
- ・生産基盤の整備に当たっては、ICT の活用による水管理の省力化技術の導入等を推進する。

オ) 都市における新産業としての農業の振興

- ・都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の制定を受け、都市にしかない斬新で多様な切り口を生かした新しい農業を振興するため、新たな取組の場となる農地の確保や、新規就農者、ベンチャー意識を持った企業等の参入を促進するための法整備等を行う。また、都市農業の成長産業化を図るため、ICT を活用した農業等について検討を進める。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現

農業者の所得向上のため、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立に向けた仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策
- ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組
- ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策
- ・農業者に有利な条件での農産物の販売を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

② 生乳の生産・流通構造の改革

指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について本年秋までに検討し、結論を得る。

③ 6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が、十分な投資実行により、農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすこととなるよう、農業法人が別法人をつくらずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援の方策を検討する。また、スピード感をもった事業展開が可能となるよう、案件審査や管理について現場の裁量を拡大することを求めるとともに、複数の都道府県を跨ぐ6次産業化の案件が円滑に形成されるようA-FIVEによる直接出資の活用を進めるよう求める。これらの対応の成果を確認し、その進捗を見極めつつ、投資対象の拡大等の更なる制度・運用の改善について検討する。
- ・農業者がマーケットインの発想で生産のみならず加工や販売に取り組むに当たって課題に直面した際に、その分野について知見のある異業種の専門家を活用して解決を図る取組を推進する。

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。
- ・地域と結び付いた特色ある農林水産物・食品について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく地理的表示（GI）の登録を推進するとともに、諸外国とのGI相互保護を促進することにより海外におけるGI保護を推進し、海外での日本産ブランドの創出・向上を図る。
- ・まだ食べられる状態で廃棄される食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化する。また、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、必要としている人や施設に届けるフードバンク活動を推進する。

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、日本の食文化と国産食材を内外にアピールする場として活用することを目指し、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう調整を進める。また、基礎的な準備として、GAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大を推進する。また、GAP・HACCPに関し、国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、本年度中に運用を開始し、国際規格化に向けた取組を加速する。

iii) 輸出力の強化

我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を、我が国農林水産物・食品の販路に取り込む。このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

特に、同戦略において新たに提示された、

- 1) 在外公館、海外現地事務所、関係省庁等の様々なルートから得られる現地ニーズなど輸出に関する情報の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への一元的な集約と、WEBやメールマガジン等を活用した農林漁業者・食品事業者への提供
- 2) 日本食材の品質を世界にアピールするための、
 - ・JASの仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討
 - ・インバウンド施策との連携による、外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大
 - ・日本文化・食文化と一体となった日本茶を含む日本食材の売込み
 - ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
 - ・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用
- 3) 日本食材の戦略的な販売・プロモーションを進めるための、
 - ・輸出戦略実行委員会の下に設置する企画戦略会議において、JETROの機能を最大限活用しつつ行う、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行
 - ・ジャパンプランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備

- ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成
- ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発
- 4) 様々な販売ルートの開拓の一環として、農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援
- 5) 国内の卸売市場の輸出拠点化のための、
 - ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進
 - ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和
 - ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備
- 6) オールジャパンでの幅広い選択肢を持った交渉により、食品安全、放射性物質、検疫、通関手続などの輸出に関する諸外国の規制等の緩和・撤廃を加速するための、関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム（仮称）」の本年夏までの設置
- 7) 国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化のための、
 - ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の、本年度中を目指した範囲の拡大
 - ・動植物検疫について、主要海空港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応

について、「7つのアクション」として速やかに着手する。

また、同戦略で定める「国・地域別の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」（「2つのメッセージ」）について、事業者が輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、全国各地での説明会の開催や、ホームページ、SNS等の活用により周知を進める。

これらの取組により、農林水産物・食品の輸出額について、2020年の1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指し本年秋までに新たな輸出額の達成目標を取りまとめる。

iv) 林業の成長産業化

① 新たな木材需要の創出

- ・新国立競技場において国産材を積極利用するなど、住宅分野に加え、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進する。このため、CLT（直交集成板）、木質系耐火部材などの新たな木材製品の活用に向け、本年4月までに整備した建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく告示を踏まえ、CLTの建築材料としての普及促進を進めるとともに、各地の工務店をはじめ実務者が取り組みやすい設計・施工ノウハウの普及、木造建築に強い人材の育成、新たな木材製

品の生産体制の充実と耐震性能の実証を含めた更なる研究開発の推進等に取り組む。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）の見直しを含め、これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討する。

- あわせて、木質バイオマスの利用促進や、セルロースナノファイバー（鋼鉄と同等の強さを持つ一方で、重量は 5 分の 1 という特徴をもつ超微細植物結晶繊維）の国際標準化・製品化に向けた研究開発、木材の約 3 割を占める成分であるリグニンを用いた高付加価値製品の研究開発を進める。

② 原木の安定供給体制の構築

- 国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報（G 空間情報）と ICT の活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備（「花粉症ゼロ社会」を目指した花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進する。その際、森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により、市町村による林地台帳の整備や、共有者の一部が所在不明であっても共有林の伐採を可能とする等の措置が講じられたところであり、これらの措置の周知・活用により、森林施業の集約化を加速する。あわせて、大規模製材・合板工場等が、大ロットの原木を適時適切に調達できるよう、供給サイド（川上）と流通・加工サイド（川中・川下）を直結する情報共有の取組を推進する。
- 製材・合板工場や木質バイオマス利用施設を中心に、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」を全国に十数か所、モデル的に選定し、重点的に育成する。

v) 水産業の成長産業化

漁業・養殖業を持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するとともに、水産物の加工・流通、消費の拡大を促進し、水産日本の復活を図るため、以下の施策に取り組む。

- 漁業地域自らが、食品企業や流通業者、商工会等とも連携してマーケットインの発想を取り込むこと等により、漁業収入の向上・コスト削減を実現し、漁業・漁村の構造改革を目指す「浜の活力再生プラン」の策定をさらに加速し、本年度末までに全国で水揚げ量の約 7 割をカバーする 600 件を実現する（昨年度末で 551 件）。また、複数の漁村

- 地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」の策定目標をこれまでの約3倍に積み増し、来年度末までに170地域・業種で策定することを目指す。
- ・拠点漁港における品質・衛生管理の高度化、水産加工施設のHACCP対応の推進等により、水産物輸出のより一層の拡大を目指す。
 - ・ITの活用等により産地と消費者をつなげ、マーケットインによる高付加価値型の漁業の取組等を進めるため、消費者のニーズを踏まえた流通の取組を促進する。
 - ・資源管理の高度化を一層進め、漁業経営の安定・強化を図る。このため、漁業者等による自主的な資源管理の取組である資源管理計画のうち、昨年度中に5年目を終えた約1,400の計画について、評価・検証を踏まえた見直し・改善を本年度内に完了させる。さらに、漁獲量の個別割当方式（IQ方式）に関して、多種多様な我が国漁業の操業実態に合った段階的な導入を検討するため、マサバを対象として実施しているIQ実証試験について、本年度中に中間的評価を行い来年度の実証試験に向けた改善策を取りまとめる。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量制度について、マダラなど適用魚種の拡大に向けた漁業者等との調整を本年度から開始する。
 - ・養殖業について、飼料や種苗の天然資源への依存度を引き下げ、コスト削減や周年・安定的な出荷による有利販売を実現する。このため、配合飼料のコスト対策や養殖用生餌の安定供給対策で下支えしつつ、昆虫等の利用を含め魚粉の割合の少ない配合飼料の開発・普及を進めるとともに、優良形質を有する系統の育種等により人工種苗の活用を推進する。また、輸出促進にもつながる生産履歴の記録を推進する。